

第1章

計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

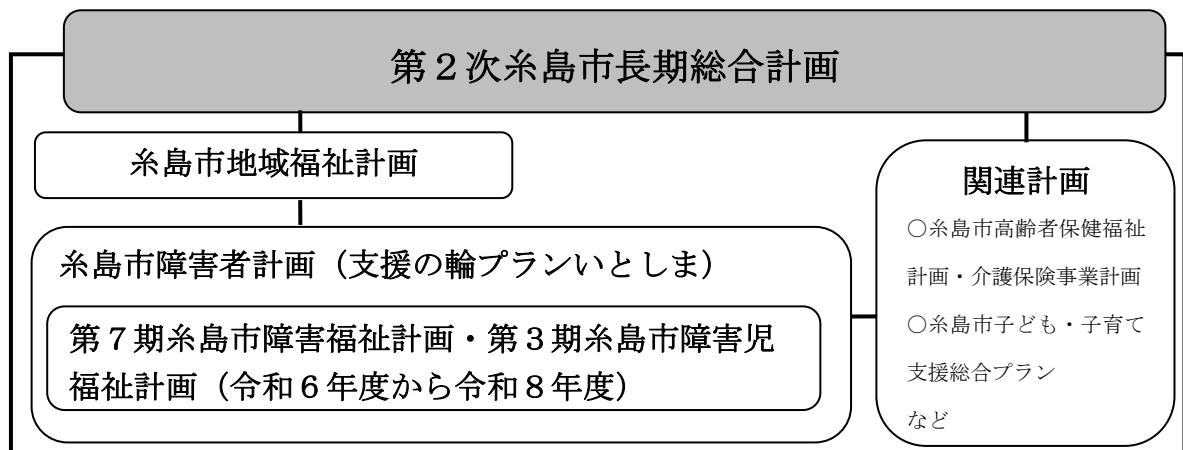
本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律*」（以下、「障害者総合支援法」という。）の基本理念の下、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のために、障害者総合支援法第 87 条第 1 項及び児童福祉法*第 33 条の 19 に定める基本指針*（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号：令和 5 年子ども家庭庁・厚生労働省告示第 1 号による改正）（以下、「基本指針」という。）に基づき、障がいのある人や障がいのある児童（以下「障がいのある人等」という。）の地域生活を支援するためのサービスについて、各年度のサービスの必要な量を見込むとともに、令和 8 年度末の数値目標を設定し、障害福祉サービス*等及び障害児通所支援*等を提供するための体制確保が計画的に図られることを目的として策定するものです。

また、本計画は、上位計画である「第 2 次糸島市長期総合計画（以下「長期総合計画」という。）」の施策とも連携しており、SDGs の目標から、3「全ての人に健康と福祉を」、10「人や国の不平等をなくそう」、17「パートナーシップで目標を達成しよう」の下、長期総合計画の基本目標 4 における「障がい者福祉の充実」を踏まえ、本計画を推進していきます。



2. 計画の位置づけ

本計画は障害者総合支援法第88条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第 1 項に規定する「市町村障害児福祉計画」として、国の基本指針に基づき策定しました。また、「長期総合計画」や「糸島市地域福祉計画」、長期総合計画の障害福祉分野の分野別計画である「糸島市障害者計画（支援の輪プランいとしま）」（障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」）と整合性を持つものとします。



※本文中の「*」を付した用語の解説は巻末に記載しています。

3. 計画期間及び目標年度

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、3年を一期として策定することを基本とし、本計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間、目標年度を令和8年度としています。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第2次糸島市長期総合計画（令和3年度から令和12年度）					
第2期糸島市地域福祉計画（令和元年度から令和7年度）					
第3期糸島市障害者計画（令和3年度から令和8年度）					
第6期糸島市障害福祉計画			第7期糸島市障害福祉計画		
第2期糸島市障害児福祉計画			第3期糸島市障害児福祉計画		

4. 法的位置づけ

市町村は、基本指針及び以下の法令により、市町村障害者計画、市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画を策定するものとします。

(障害者計画)

障害者基本法 (一部抜粋)

(障害者基本計画等)

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(市町村障害福祉計画)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(一部抜粋)

(市町村障害福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(市町村障害児福祉計画)

児童福祉法 (一部抜粋)

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。